

# 日本人の法意識と道徳

阿 南 成 一

## 目 次

はじめに	(3) 罪悪感と法意識
1. 罪悪感とは	3. 日本人の法意識
(1) 客観的側面	(1) 法意識と社会
(2) 主観的側面	(2) 日本人の契約觀念
(3) 罪悪感の形成要因	(3) 技術文明社会の法意識
2. 日本人の罪悪感	むすび——タテ関係としての法・ヨコ 関係としての道徳
(1) 一般的特性	
(2) 個別問題	

## はじめに

法意識については色々なアプローチがあり、従来は西欧のパターンに従って、法の進化や権利の意識という角度から日本人の法意識を批判するというようなことが多かったわけですが、ここでは少し角度を変えて、罪悪感とい

う観点からこの問題にアプローチしてみたいと思います。次に、現在は非常な勢いで社会が技術文明化しております。そこで社会も非常に変わったわけですが、この変貌いちじるしい社会で、日本人の罪悪感あるいはそれとの関連での法意識は、一体どうそれに対応できるのだろうかということを取り上げてみたいと思います。そういうわけで、本日のお話しの眼目も実は一番最後の、日本人の契約觀とか、技術文明社会の法意識というところにあるわけです。

### 1. 罪悪感とは

罪悪感という言葉をここでは便宜上“罪悪”と“感”的二つに分けて考えてみたいと思います。そして、前の“罪悪”ということばは罪悪感の中の客観的な側面であり、あとの“感”というのは主観的な側面というふうに一應分けて検討したいと思います。第一の客観的側面である罪悪というのは、いかなる行為あるいは事態（状態と言ってもよい）が“罪悪”とされているかという問題です。そして第二の主観的側面である“感”というのは、人々が罪悪を意識するはどういうことかという側面の問題であります。もちろんここでは客観的側面である“罪悪”と、主観的側面である“感”的二つに便宜上切り離しているだけで、実際は両者は表裏一体をしており、難しく言えば両者は対象と意識として相互に連関し、切り離せない関係にあります。

#### (1) 客観的側面

まず客観的側面ですが、罪悪という言葉は、これもまた“罪”と“悪”との二つに分けることができるかと思います。その場合、“罪”というのは反社会的な、あるいは反秩序的、反法律的な行為、つまり犯罪、クライム（crime）のことです。それに対して“悪”的方はむしろ反宗教的、反倫理的な行為というふうに言えると思います。日本では罪と悪とに分けることはあまりしないで、“罪悪”と一つ言葉で使われており、その意味も反宗教的、反倫理的なものとして用いられてきたのではないかと思います。そして、そこにまた

日本人の罪悪感の特色の一つがあるかと思います。

次に、罪悪とはどういう行為、あるいは状態をさすかということを考えますと、それは人間の生存にとって有害な行為とかあるいは状態とかをさすと一応定義できるかと思います。人間は自分の置かれている自然的・社会的・歴史的・経済的な色々のそういう状況の中で、日々の生存の必要を充足しようと求めているわけですが、その充足にとってプラスになるもの、充足してくれるものが“善”であり、それをしてくれないもの、つまりマイナスが“悪”であるというふうに見ることができるかと思います。そして、人間はできるだけプラスを求め、マイナスを避けようとするわけです。そこで、このマイナス状況が実は罪悪という事態、状態、状況であるわけです。そして、そういうマイナスを避け、自分の生存を安定化させるために、あるマイナス行為なりマイナス状況というものをタブーとします。さらにそれを倫理化・宗教化しさえするのです。

日本の神話の中でスサノヲノ命<sup>スニコト</sup>が牛の皮かなんかを剥いで、それを農業用水の中に捨てたという話があります。これは当時最大の罪悪だとされていたようです。全くの想像ですが、当時ようやく皆の協同で農業ができるようになったのですが、それでも食べていくのにぎりぎりだったと思われます。そこで農業をやって生存を確保するためには、どうしても農業用水の確保ということが最も大事なことになります。この農業用水を確保するためには、農業用水を汚さないことはもちろん、農業用水の確保を宗教化・倫理化する、つまりそれを祀り、祭祀をしたわけです。そして、農業用水に対していくつかの宗教的の掻、タブーといったものが設けられたのです。そうなりますと、スサノヲノ命のように直接農業用水にきたない物を投げ入れる行為はもとより、農業用水確保のための祭りごとを汚す行為、それを妨げる行為も罪悪とされることになります。

#### (2) 主観的側面

私たち人間は、自分の生存にとって有害なものを、いわば本能的に避けよ

うとしますが、それに対して本能的にだけではなくて、さらには情緒的に反価値的な行為として、それを否認する反応を示しさえします。たとえば怒りとか悲しみとかいう形で表わします。そして、さらに進んで有害なものを避けようという、もう少し明確化された意識を持つようになるのではないかと思います。そういう意識の働きを“良心”と言っていいと思います。この良心は、今言いましたように、およそ有害なもの、つまり悪を避けようとする意識の働きです。そして、この良心の働きというのは、大変興味深いことは、罪悪感の客観的な側面と離れて独自の働きも持っています。たとえ誤認、誤りがあっても、つまり客観的に見た場合には有害ではない場合でも、主観的に有害だと思えば良心はそれを避けよと私たちに命じます。主観的側面としての良心には、そういう働きがあるのではないかと思います。

### (3) 罪悪感の形成要因

罪悪感を形成しているものは、これまで話しました客観的側面と主観的側面があるわけですが、先程の“誤認”がなぜ起こるかということから形成要因をもう少し検討してみたいと思います。

私見によりますと、誤認は私たち人間が置かれた社会的・自然的・歴史のあるいは経済的等々の環境や状況に制約されて起こるのではないかと考えられます。オーストリアのメスナー (Johannes Messner) という自然法哲学者は、『自然法論』 (Das Naturrecht, 1949, 水波他訳, 昭和31年) という大部の本を書きました。その中で自然法というのは、たとえば人を殺してはいけない、盗んではいけない、といったようなおよそ人間である限り万人に普遍的な社会道徳の原理のことである、と言っています。そういう原理についてメスナーは研究したわけです。自然法の第一原理は“善をなし悪を避けよ”という道徳の命令(規範)です。では、一体“善をなせ”、“善を求める”というのはどういうことだろうかということから出発して、メスナーは次のように論じています。すなわち、メスナーによれば、結局、“善”というのは人間の実存的欲求、生きて行くためのその日その日の欲求、それを充足

するもの(すること)だ、と言うのです。もちろん、これは広い意味の善です。今私が喉が渇いていれば水がほしい。この場合、水を飲むことは私にとって善だ、という例をあげればわかるかと思います。

ところで、人間のそういう生きて行くための欲求には三つの層があると、私は仮りに考えています。すなわち、一番下に生命的実存欲求、その上に社会的欲求、そして一番上に精神的欲求、この三層の欲求があると考えます。私たちは一番下の生存的欲求が満たされたか満たされないかというぎりぎりの限界状態にある時は、その上の社会的欲求とか精神的欲求については考えも及びません。そういうものがぜんぜん無いわけではないでしょうが、たとえあるとしても両立しない場合は否定されます。実はそういう生存的・生命的な欲求というのが一番下に、一番基底にあるのではないかと思います。

このことは、私たちが飢餓線上にある時、あるいは船が難破した時などの限界状況を考えてみるとすぐにわかるでしょう。“殺すなかれ”という掻は、殺人や傷害が大変な害悪と考えられているのですが、それというのも、殺傷はこの生命的実存欲求に対してのはなはだしいマイナスだからなのです。食べることが何とかできるようになり、多少余裕が出て来ると、たとえば農業生産の技術が進んで、社会的分業によって協同して農業をやれるようになると、あるいは協同でハンティングなりフィッシングをやって行こうという段階になりますと、今度は社会的協同あるいは分業の秩序維持が大切になってきます。そして、その秩序維持を担当する国家とか法律とか権力とかいったものが大事なこととされるようになります。そして、この秩序に反する行為は当然に罪悪だと考えられるようになります。しかし、秩序維持に全く夢中な時は、他の生命的な欲求、あるいは精神的欲求というものも目に入らない、ということも起こってきます。たとえば奴隸制度とか、日本で封建時代に武士の切り捨てご免があったわけですが、その理由を考えてみると、協同で皆が生きて行くためのその時代の産業を維持して行くには、どうしても奴隸制度による労働力の確保が必要であったと考えられます。もちろん、キリスト教とかストアとかは奴隸制度について疑問を投げかけただけでした

が、今急にそれを止めたら経済が成り立たなくなってしまうというようなこともあってのことだと思います。そして、当時の経済秩序の維持、その経済秩序を担保する国家の法秩序の維持ということから、奴隸制度に対して積極的に賛成した人もあったでしょうが、多くの人は消極的に、やむを得ないこととして賛成したのだろうと思います。それから、武士の切り捨てご免も、武家支配による秩序維持ということが一番大事なこととされていたために、他のことはその犠牲になったのではないかと思うわけです。

ところで、誤認についてもう少し考えてみると、実は誤認というのは、私たちが非常に文明化した今の私たちの目から見てそう言っているわけで、当時の置かれた状況の中では、あるいはそういう状況に制約された人々の場合には、それは仕方ないこと、当然のことと思われていたのではないかと思います。誤認についてのもう一つの説明理由について述べますと、それはあるマイナス状況に対して、その因果関係に当時の人びとが無知であったことがあるのではないかと思われます。たとえば大洪水が起こる、疫病が流行する、旱魃が起こる、こういうマイナス状況に対して、それがなぜ起こるかという自然科学的な原因が大昔はもちろんわからなかつたわけです。そして、それをある人のある行為のせいにしたのです。たいていは反宗教的あるいは反社会的な行為、アブノーマルな人、逸脱したちょっとおかしな人のせいにし、そういう人がいるから疫病が流行する、旱魃になるというふうに考えて、その人を川に放り込んだり、血祭りに上げたりして、それで疫病や旱魃を治めようとしたのです。

## 2. 日本人の罪悪感

### (1) 一般的特性

罪悪感というものが生じる状況が日本ではどうだったのかというのがここでの問題です。日本人が置かれている状況については、たとえば和辻博士の『風土』という本で非常によく説かれています。昔、自然は私たちの生存に

とってプラスもマイナスもあったわけですが、日本ではプラス・マイナス差し引きしてなおプラスがあると考えられたように思われます。そこで、日本人はあえて自然に挑戦することをしないで、自然と融合して自然のなるがままに任せても私たちの生存にとってプラスだと、プラスがあると、そういう楽観主義が日本人の特性になつたのかと思います。また自然というものはどういうものであるかということについて、先程昔は自然科学的知識は無かったと述べましたが、昔はそれに代わって呪術師とか、占い師とか宗教というものが私たちに自然というものを解釈してくれ、自然を開示してくれたわけです。日本の場合、自然の開示者としての神は山川草木の神々であり、こうした神々を祀って自然の恵みのプラスを感謝し、マイナスである祟りを避けることを祈つたのです。

それから、ツミという言葉は、ケガレやマガコトなどのために起こった神の怒りをツツミ隠す、ツツミ隠さねばならないということから出て来たとされています。そして、八つの天津ツミ<sup>(1)</sup>と、十四の国津ツミ<sup>(2)</sup>があったとされています。天津ツミは天に対する罪、つまり反宗教的・反倫理的罪であり、後者の十四の国津ツミというものは社会秩序なり国家秩序なりに対する反社会的な罪と見ることができるかも知れませんが、日本では昔はまだ純粹に反社会的・反法律的罪、つまり犯罪（crime）という概念は無かつたと言われております。そして、今“罪悪”と言っている言葉は“悪しき心”、“暗き心”、“きたなき心”と表現されておりました。これらの言葉からもわかるように、それは宗教心情的な言葉であり、人間の各個人の内心に深く反省を迫るといったものではありませんでした。日本人は自然融合的、自然没入的でしたが、罪についてもそうで、祓いによって清められるとされていました。罪悪に対して日本人は恬淡であり、あっさりしており、たとえばユダヤ人がブラジルかどこかに逃げたナチスの戦犯を今だに追っているという、そういうしつこさは日本人には無いわけです。戦後37年経ちますが、戦後10年も経つたら皆戦争犯罪のことはすっかり忘れているというのが日本人の特性をよく示しています。

次に、日本に入ってきた仏教および儒教のことについておきたいと思います。仏教は罪悪の原因を人間の内心、煩惱にありとする外来思想でした。しかし、日本人は仏教の教えの中で、仏の慈悲によって罪悪が許されるということと、煩惱から超脱すること、つまり悟りとか念佛とかいったものを好んで受け入れました。従って、日本人はキリスト教が“サタンよ退け”と言って罪悪と戦うといったような考え方なり姿勢なりは無かったわけです。次に、<sup>(3)</sup> 儒教は五倫の教えと礼の教えというものを日本にもたらしました。五倫の教えは、小島祐馬先生の「中国の倫理思想」(講座現代倫理、第10巻 筑摩書房)によりますと、結局階級支配の、封建社会のモラルに他ならず、日本でもかかるものとして受容され定着しました。礼は上の者の下の者に対する“仁”に対応するところの下の者が上の者に払うべきモラルのことです。上の者は下の者に対して“仁愛”を、下の者は上の者に対して“敬愛”を尽くすというかかわりになっています。しかし、封建的な階級支配でのことでしめたので、下から上の礼だけが、それに対応する仁愛のあると無しとにかくわらず強調されたわけです。そうなると、礼は非常に形式化してしまって、法律と同じようになってしまいます。このことは軍隊の礼式令によく現われています。上官に対しては、一分でも先に任官した同位者に対しても下の者が先に敬礼をしなければならず、尊敬していようと関係なく、そう定められていました。

## &lt;注&gt;

- (1) 天津ツミ：奸放・溝埋・樋放・頻譯・串刺・生剝・逆剥・屎戸の八種
- (2) 国津ツミ：生肅断・死肅断・白人・胡久美・己母犯罪・己子犯罪・母  
与子犯罪・子母犯罪・畜犯罪・昆虫乃災・高津神乃災・高津鳥乃災・畜  
介志・蠶物為罪
- (3) 五倫：父子、君臣、夫婦、長幼、朋友の道としての親、義、別、序、信のモラルのこと

## (2) 個別問題

個別問題としては色々ありますが、よく言われる日本人の公徳心の欠如についてみてみたいと思います。日本は島国で外国からの侵略とか征服とかが無かったこと、また島国であるがために自給自足をしなければならなかったこと、それから日本はモンスーン地帯であり山が海に迫っていて洪水等も多かったので、治山治水が必要で、そのため非常に早くから農業の安定確保のための強大な支配力を持った国家が成立したこと、そして国家は人々の生存を確保してくれるもの、自分たちの生存をゆだねるもの、あるいは自分たちの生存を担保してくれるもの、そういうものとして国家を無批判的に受け入れたのではないかと思います。そういう習性は今でも残っており、何でも政府にやってもらう、政府がカバーしてくれる、国がやってくれるという風潮はここからきているのではないかと思います。また、非常に強力な国家支配のあるところでは、〈私〉の領域（この場合、家族も含む）以外のものは現実的にも潜在的にも、国家が為すべき領域であって、かかる領域に対してうっかりかかわっては身の損であり、従ってかかる領域については無関心・無関係でいる方が一番良いと思うようになったと考えます。

## (3) 罪悪感と法意識

社会心理学的な法社会学を唱えたギュルビッチ (George Gurvitch) という人の本 (*Éléments de Sociologie Juridique*, 1940, 潮見他訳『法社会学』昭和31年) によりますと、法意識というのは、その起源を考えてみると、それは正義であり、また正義というものは卓れて正義感情であり、またこれは応報感情にほかならないとされています。それは、悪い事をしたらそれなりの報いを受けるべきだという感情です。人々は罪悪行為者に対して、その人が病気で死ぬとか怪我をすると、それ見ろというふうに思います。あるいは、最初はそうであったのですが、のちにはその人たちが政府や国家によってつかまり処罰されると、悪い事をした人がそれなりの報いを受けたとして満足

するわけです。かかる社会的な状況、社会的な正義感情、これが法の起源だと言っているのです。日本人には、先程日本人の罪悪感のところで述べましたように、罪悪に対して非常に恬淡であっさりしています。ハライによって罪悪を帳消しにするという恬淡さがあり、さほど強い報復感情はないわけです。ユダヤ的な執念というものはありません。従って、報復感情という意味での正義感情も薄く、そこで法意識も薄いと言えるのではないかと思います。

### 3. 日本人の法意識

#### (1) 法意識と社会

これは今までの話からわかりますように、罪悪感というのは各々の社会の置かれた状況で人々が何が有害であると考え、客観的に何が有害であり、かつその状況下で何が有害と考えるかによっているわけですので、社会が異なれば法意識も異なるということです。

#### (2) 日本人の契約観念

日本人は契約観念が薄いとよく言われます。それに比べ、欧米の人たちが持っている契約観というのは想像以上に厳しいものです。特にアメリカは色々な民族が集まってできた国で、そこで生きてゆくのは大変な社会です。皆がピストルを持っているのも、いつやられるかわからない社会だからです。そういう社会でお互いが平和に暮らすには、自分の生存をはじめとする利益を確保するには、そのいわば唯一の手段として契約しかないのです。今の国際社会についても同じことが言えるでしょう。人々が対立したり争ったりしている時に、それをやめて平和に暮らすには二つの方法があります。その一つは力によって争いをやめさせることで、もう一つは契約によることです。色々な民族が集まつておらず、社会における対立も複雑なアメリカの場合には、契約は自分のいのちを守ってくれる唯一の手段でさえあります。従って、契約をする時は、大げさに言えばまさにいのちがけです。自分のいの

ちを預けるのが契約ですから、もし契約を破れば自分のいのちが失なわれても仕方がないと思うくらい、契約というものにいのちをかけているわけです。

アメリカの大学では、私が聞いたところでは、授業料を納めないと即刻除籍されるそうです。日本ではごていねいに何回も催促して、それでも納めない学生に対しても除籍はなかなかしません。ところがアメリカでは催促もない。たとえば、前期の授業料は何月何日まで納めるということは大学に入った時の契約で決まっているのだから、それを守らない人は大学生の身分を当然に失なうというふうにドライに処理します。このように契約に対しては非常に厳しいのです。私の友人がアメリカに留学してアルバイトをした時の話ですが、日本流に一仕事終ったので腰かけて一服したら、“お前クビだ”といわれて解雇されたそうです。働く時間はいつからいつまで、休憩はいつと決めて契約しているのを一方的に破棄したのだから、当然に解約だというわけです。

このように契約というのは大変なことなのです。ところが、日本ではそうではないのは、やはりよく言われるように日本人お互いの間には、生物学的に同じ血の子孫かどうかは別としてコミュニティ意識があり、とにかくお互いにわかりあえる信頼というものがあるのです。ということで、仮に約束を守らなくとも大目に見てもらえる、という意識があります。契約をする時からアメリカのようにいのちがけと思いませんし、それを破っても許してもらえる、わかり合えると思っているふしがあるわけです。宗教にしても、欧米のキリスト教では、救いは神と人との間の約束、つまり契約というふうに考えられています。旧約聖書の約、新約聖書の約というものは神の人類救済の神と人類との約束です。それから、封建社会というものがヨーロッパにもありました。これもやはり封建領主と領民との間の封建契約と考えられていました。以上のように、契約観念が日本では非常に稀薄であったということです。

### (3) 技術文明社会の法意識

産業革命以後社会は急速に技術文明化して行きましたが、戦後のそれはものすごい勢いで進み、さらにはコンピューター、エレクトロニクス等々、非常に技術というのが私たちの生活の中に入ってきました。そこで人々の関係というものも、質的に量的にも変わってきました。まず質的に変わってきた点ですが、たとえば自動車など無かった昔の時代には、人間の一日の行動半径は、いくら歩ける人でも四里も歩くのは大変で、人々はそう遠い所へは行きませんでした。そこで一日24時間に、一人の人が顔を合わせる人々の数というのは知れたものでした。そこでお互いによく知り尽くしていました。ところが自動車とか、あるいは新幹線といったような乗り物が出てきますと行動半径も広くなり、一日に会う人の数もものすごく増えてきました。もう一つ例をあげましょう。菓子であれ粉ミルクであれ薬であれ、私がそれらを作る工場で働いているとします。工場で作る一日一万個の食品なり薬品が全国の消費者にバラまかれます。そこで、私はこのことを通じて一万人の消費者とかかわりを持つことになります。

このように技術文明を媒介として、私たちはまず数の上から言っても、非常に多くの人々とかかわりを持つことになります。しかし、そのかかりというものは、お互いに顔を合わせる (face to face) 人格と人格 (person to person) の関係ではないため、実際にはあまり意識されません。しかし、もしたとえば粉ミルクに何か変な物が入っていたりしますと、何万人という人が被害を受けることになります。科学技術が無かった時代には、私が手を振り回しても当たる人はせいぜい二人か三人です。今は科学技術のおかげで、ちょっとした不注意から実に何万人という人に害を与えることになります。それからよく経験することですが、車一台が事故または故障を起こしただけで、前後何キロにもわたる交通渋滞を起こします。ドライバーのちょっとした不注意が、互いに見ず知らずの多くの人に迷惑をかけるわけです。ということは、それらの人々と私たちは、製品や車を媒介としてただならぬ人間関

係を持っているということです。しかも、たとえば新幹線にしても何にしても、私たちが乗り合わせる他の人びとは互いに見ず知らずですが、いったんひっくり返ったら一緒に死ぬ運命共同体にあるわけです。科学技術文明の今の社会では、そういう運命共同体にある人たちの数が非常に増えたということです。にもかかわらず、お互い顔を知らない〈匿名社会〉であることが特に技術文明がもたらした現代社会の特徴だと思います。テープレコーダーに限らず、ビデオとかコピーとかの簡便な技術が周知のように発達し、全く無断でコピーなり録音なり録画なりがなされていますが、これに対し著作権をどう保護するかについて、実は法律は追いつかない状態にあります。

ところで、質的にはお互いに顔と顔を知らない人が集まり、また量的には非常に沢山の人々とかかわりを持っている現代の匿名社会において、法律は何よりもまず秩序を保たなければいけません。この秩序を保つ一つの例として交通法規があります。また、法律は人々の間に不正が起こらないようにする任務を有します。著作権保護の問題がそうです。著作権者はコピーの発達で不当・不正に侵害されています。それから食品衛生法規とか、薬を作るについての色々の法規とかがあります。これらの法規は一見しますと、道徳とは関係ないように思われます。例えば左側通行です。ヨーロッパ大陸諸国は右側通行です。左側通行が道徳的で、右側通行が反道徳的というわけではありません。建築法規とか食品衛生法規とかを見ると、まるで建築の教科書、科学の教科書と思えるほどで、道徳とは全く関係ないように思われます。しかし、これらの法規も間接的には匿名社会の秩序を維持し、不正が起こらないようになるためのもので、秩序とか正義を媒介として道徳に間接的にかかわっているわけです。そういう秩序維持、あるいは不正防止の法律が現在非常に必要なのです。六法全書を見ますと、色々の法律が収められていますが、やはり現在の技術文明社会を反映して、今述べましたたぐいの法律が実は大部分を占めています。

### むすび——タテ関係としての法・ヨコ関係としての道徳

儒教はもともとはモラルでしたが、封建的階級支配のモラルになったために、タテ関係のモラルが強調されて、名前は法ではないかも知れませんが、実際には法の役割を果たしました。すなわち、主従や親子の関係も本来はモラルなのですが、命令というふうに受け止められたのです。そして、そういう上下関係のものが法であるのに対して、横の関係は法律でない領域であると考えられるようになりました。たとえば家族間の関係、友人の関係、隣人の関係がそうです。そこで、もし私たちがこれらの関係の紛争を裁判所に、法律に訴えるということをしますと、日本人は大変な拒否反応を示すわけです。それは、そういう関係は非法律的関係であると考えられているからです。それは話せばわかる関係であり、日本的なモラルで事が解決されるということです。ところが技術文明社会においては、タテ関係、国家のカバーする範囲でもない、さりとて私の関係、家族という関係でもない、どちらもカバーしきれない空白部分が増えました。実は、そこが公徳心の必要な部分であるわけですが、日本人にはそれが欠けているために、そこについては先程コピーの著作権を無視してコピーがさかんに行なわれるという事態も生まれてきます。法律や国家が何とかそれをカバーしようとしますけれども、なかなかカバーし切れません。また、こんにちの車社会についても法律がカバーしようとしていますが、なかなかできません。そこでモラルに訴えるといっても、日本人はそういう部分についてのモラルを持ち合わせていません。その部分はもちろん適切な法律によってカバーされなければいけないのですが、法律だけでは充分カバーしきれないわけです。

図示しますと、こうです。まず国家、公共、私の三領域があり、斜線で示した法律は図のように三領域に及びますが、公共や私の領域については少なくなり、なるべくモラルに任せます。図の余白はモラルがカバーする（すべき）部分です。ところが、日本では、私的領域はモラルがカバーしていますが、公共領域には及びません。法律もモラルも及ばないこの空白の部分、こ

れは公徳心の必要な場です。ところが技術文明社会ではこの空白部分がますます拡がってきました。この空白部分を法律がカバーすることはもちろん必要ですが、法律はとても有効にカバーできないのです。著作権について言いますと、すべての人について録音機等で無断のコピーをしたかどうかを確かめることなどとてもできませんので、色々なやり方が考えられています。

たとえば録音機を買った時に、それに何パーセントかの課徴金をかけておき、それを著作権協会に全部預けるという包括方式(西ドイツ方式)を考えられていますが、それで充分とはいえません。となると、やはり下からカバーしなければなりません。道路交通法規も實際にはなかなか守られてはいないようです。国家が法律すべてカバーして守らせようすれば、車一台毎に警察官を乗せなければならない。そうなりますと、三千万台の車があれば三千万人の警察官が必要ことになり、とてもできない相談です。そこでやはりドライバーの自覚、モラルが必要だということになります。交通法規以上に交通道徳が必要な理由がここにあるわけです。法と道徳の再婚ということが、こうしたわけで現代社会においてはかえって強く求められています。

(本稿は1982年12月4、5日に行なわれた第10回モラロジー研究発表会第2日目での発表原稿に加筆したものである。)

